

平成21年度の取組状況

(平成21年度特別交付税算定ベース)

○都道府県分 2県

○市町村分 30市町村(20道県)

○地域おこし協力隊員の人数 89人

○平成21年度の特別交付税措置について

地域おこし協力隊員の配置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動に要する経費について、「特別交付税に関する省令」の本則に規定(3月分)

具体的には、おおむね次に掲げる経費について受入れ側地方自治体(都道府県・市町村)が負担した場合、隊員1人あたり350万円(報償費等については200万円、その他の経費については150万円)を上限とする措置を行う。

【必要経費の例】

(1)地域おこし協力隊員の募集等に要する経費

- ・都市部における募集・PR費
- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費

(2)地域おこし協力隊員の活動に要する経費

- ・報償費等
- ・住居、活動用車両の借上費、活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具、消耗品費等に要する経費 等